

## 日本音声言語医学会認定 音声言語認定医 / 音声言語認定士 制度

### 背景

音声言語障害の治療では、障害の分類をはじめ検査、診断、治療に関する総合的な知識ならびに患者との適切な応接が求められる。これに関して日本音声言語医学会では60年余にわたり音声言語医学における基礎および臨床の発展と治療者の教育に携わってきた。一方、音声言語領域の治療に従事する個々の医師および言語聴覚士の質を担保し、治療者や治療内容の情報を社会に発信する制度は未だ整備されていない。治療者の育成と社会への啓発をすすめるうえで、日本音声言語医学会が治療に資する医師および言語聴覚士を育成・認定するとともに、治療の内容や治療を受ける機会を社会に広く発信することが必要である。

### 目的

本制度により、音声言語障害の治療に資する医師および言語聴覚士を育成し、適切な知識と経験を有する者を認定する。さらに音声言語障害の治療の内容、および適切な治療を受ける機会を社会に提供し、音声言語障害をもつ患者の治療に裨益することを目的とする。

### 規則

#### 第1条 名称

本制度のもとに、日本音声言語医学会は音声言語障害の治療に資する者として、音声言語認定医ならびに音声言語認定士（以下、認定医等）の育成と認定を行う。

#### 第2条 制度の運用

本制度の運用に関して、理事長が指名する担当理事と委員数名からなる音声言語認定医等制度委員会をおく。委員の任期は3年とし、再任を可能とする。

本制度に関する規則の制定ならびに修正には、理事会における審議と、評議員会、総会における承認を必要とする。

#### 第3条 認定医等の申請

認定医等の申請は、認定試験の受験申込ならびに別に定める審査料の納入と同時に行う。認定試験を受験する申請資格を以下に定める。

##### (1) 音声言語認定医

次の1)～6)の条件をすべて満たす者

- 1) 医師の国家資格を有する者。
- 2) 各基本領域の専門医資格を有する者。
- 3) 日本音声言語医学会に3年間以上所属し、音声言語の基礎および臨床の業務に従事する者。
- 4) 日本音声言語医学会が認定医等の申請に必要と認める認定講習会を受講している者。

ないしは厚生労働省が実施する音声言語機能等判定医師研修会を受講している者。

- 5) 日本音声言語医学会において筆頭演者として発表経験を有する者。
- 6) 音声言語領域の科学論文を筆頭著者あるいは共著者として1編以上公表している者。  
日本音声言語医学会関連図書の著者を含む。

(2) 音声言語認定士

次の1)～5)の条件をすべて満たす者

- 1) 言語聴覚士の国家資格を有する者。
- 2) 日本音声言語医学会に3年間以上所属し、音声言語の基礎および臨床の業務に従事する者。
- 3) 日本音声言語医学会が認定医等の申請に必要と認める認定講習会を受講している者。
- 4) 日本音声言語医学会において筆頭演者として発表経験を有する者。
- 5) 音声言語領域の科学論文を筆頭著者あるいは共著者として1編以上公表している者。  
日本音声言語医学会関連図書の著者を含む。

第4条 認定試験および資格認定の期間

認定医等の初回認定には細則に定める認定試験を課す。

認定試験の可否は理事会が承認する。

認定試験に合格し、別に定める認定料を納入した者に、認定医等の資格を付与する。

資格認定の期間は5年間とし、定められた更新の要件を満たす者は、認定医等の更新申請を行うことができる。

第5条 認定医等の更新条件

5年間の認定期間のうちに次の1)～2)の条件を満たす者に更新申請の資格を付与する。

- 1) 日本音声言語医学会学術講演会に3回以上参加している者。  
ただし、日本音声言語医学会学術講演会における筆頭演者あるいは共同演者としての発表、および音声言語領域の科学論文を筆頭著者あるいは共著者としての発表（日本音声言語医学会関連図書の著者を含む）は、学会参加回数として2回を上限に計上することができる。
- 2) 日本音声言語医学会が認定医／認定士の更新に関して指定する講習を受講している者。

第6条 認定医等の資格審査料ならびに資格認定料

初回審査料（認定試験の受験料を含む）	10,000円
初回認定料	20,000円
更新審査料	5,000円
更新認定料	5,000円